

新発田地域広域事務組合規則第3号

新発田地域広域事務組合火災予防条例施行規則等の一部を改正する規則

(新発田地域広域事務組合火災予防条例施行規則の一部改正)

第1条 新発田地域広域事務組合火災予防条例施行規則(昭和55年新発田地域広域事務組合規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「新発田地域広域事務組合」を削る。

第10条第3項中「所轄」を「管轄」に改める。

第11条第1項中「消防法施行令」の次に「(昭和36年政令第37号)」を加える。

第12条第2項第2号中「部分をむ」を「部分を含む。」に改める。

(新発田地域広域事務組合消防本部消防業務規則の一部改正)

第2条 新発田地域広域事務組合消防本部消防業務規則(平成9年新発田地域広域事務組合規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1の表中「市街地(中央分署管轄以外)及び周辺地・佐々木地区・国道7号以西の島潟」を「聖籠分署所轄、中央分署所轄、さくら分署所轄、豊浦出張所所轄及び川東出張所所轄を除く新発田消防署管内全域」に改め、「聖籠町全域」の次に「・佐々木地区」を加え、「五十公野地区・市街地(豊町・東新町・新富町・中央町・本町・緑町)」を「中央町・本町・諏訪町・大栄町・御幸町」に改め、「加治地区」の次に「・島潟・西名柄・中谷内・長畑・桑ノ口・道賀」を、「松浦地区」の次に「・豊町」を加え、「国道7号以東の島潟」を「五十公野地区・東新町」に改める。

(新発田地域広域事務組合消防本部表彰規則の一部改正)

第3条 新発田地域広域事務組合消防本部表彰規則(平成29年新発田地域広域事務組合規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「所轄」を「管轄」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田地域広域事務組合火災予防条例施行規則、新発田地域広域事務組合消防本部消防業務規則及び新発田地域広域事務組合消防本部表彰規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。